

各対象事業所設置法人代表者 様

栃木県保健福祉部障害福祉課長

### 工賃向上計画の策定について

工賃向上計画については、平成 24 年 4 月 11 日付障発 0411 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃向上計画」(以下「計画」という。)を推進するための基本的な指針(令和 3 年 3 月 10 日一部改正)』に基づき、各対象事業所(以下「事業所」という。)において策定し、県に提出することとなっております。

つきましては、計画が未提出の事業所、又は計画を見直し修正した事業所は、下記により関係書類を提出願います。

なお、本通知は、対象事業所の設置法人宛に送付しておりますので、所管の事業所へ周知願います。

### 記

- 1 対象事業所  
就労継続支援 B 型事業所
- 2 提出書類
  - (1) 工賃向上計画を提出していない場合  
工賃向上計画を策定し、提出してください。
  - (2) 提出済の工賃向上計画の見直しを行い、修正した場合  
目標工賃の見直し等により計画を修正した場合は、修正後の工賃向上計画を提出してください。  
※セルの色の変更等により、修正箇所がわかるようにしてください。
  - (3) 提出済の工賃向上計画に修正がない場合  
提出の必要はありません。
- 3 提出方法  
エクセルファイル「03\_工賃向上計画(参考様式).xls」に必要事項を入力し、電子メールにより下記担当者に提出してください。  
※電子メールによりがたい場合は、紙ベースでの提出でも差し支えありません。
- 4 提出期限  
令和 5 (2023) 年 5 月 31 日(水)
- 5 その他  
工賃向上計画の策定に当たっては、別紙「留意事項」及び「記載例」を参照願います。

社会参加促進担当：佐藤  
TEL 028-623-3020 FAX 028-623-3052  
E-mail syuurou@pref.tochigi.lg.jp